

倒壊の恐れのある危険な空き家の 除却費用について一部を補助します

最大**60**万円補助

1. 補助対象となる空き家

- 外観目視による空き家等危険度判定表において、配点の合計が**66点**以上となるもの
- **熊本市内**にあること
- **一年以上**使用していないことが常態であること など

2. 補助対象者

法人でない個人であり、次のうちのいずれか

- 所有者（相続人）、管理者



3. その他条件

- 原則として**更地**とすること
- 令和9年2月28日（日）までに除却が完了する予定であること
（事前調査申請書を令和8年12月28日（月）までに提出すること）
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または熊本県の解体工事業者の登録を受けた者 など

4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 60万円）

- 除却費（消費税除く） $\times 8/10 \times 2/3$
- 延べ床面積 $\times \{36,000$ （木造）、 $51,000$ （非木造） $\} \times 8/10 \times 2/3$

5. 受付

受付開始日：令和8年（2026年）4月13日（月）から

事前調査申請受付期間 令和8年（2026年）12月28日（月）まで

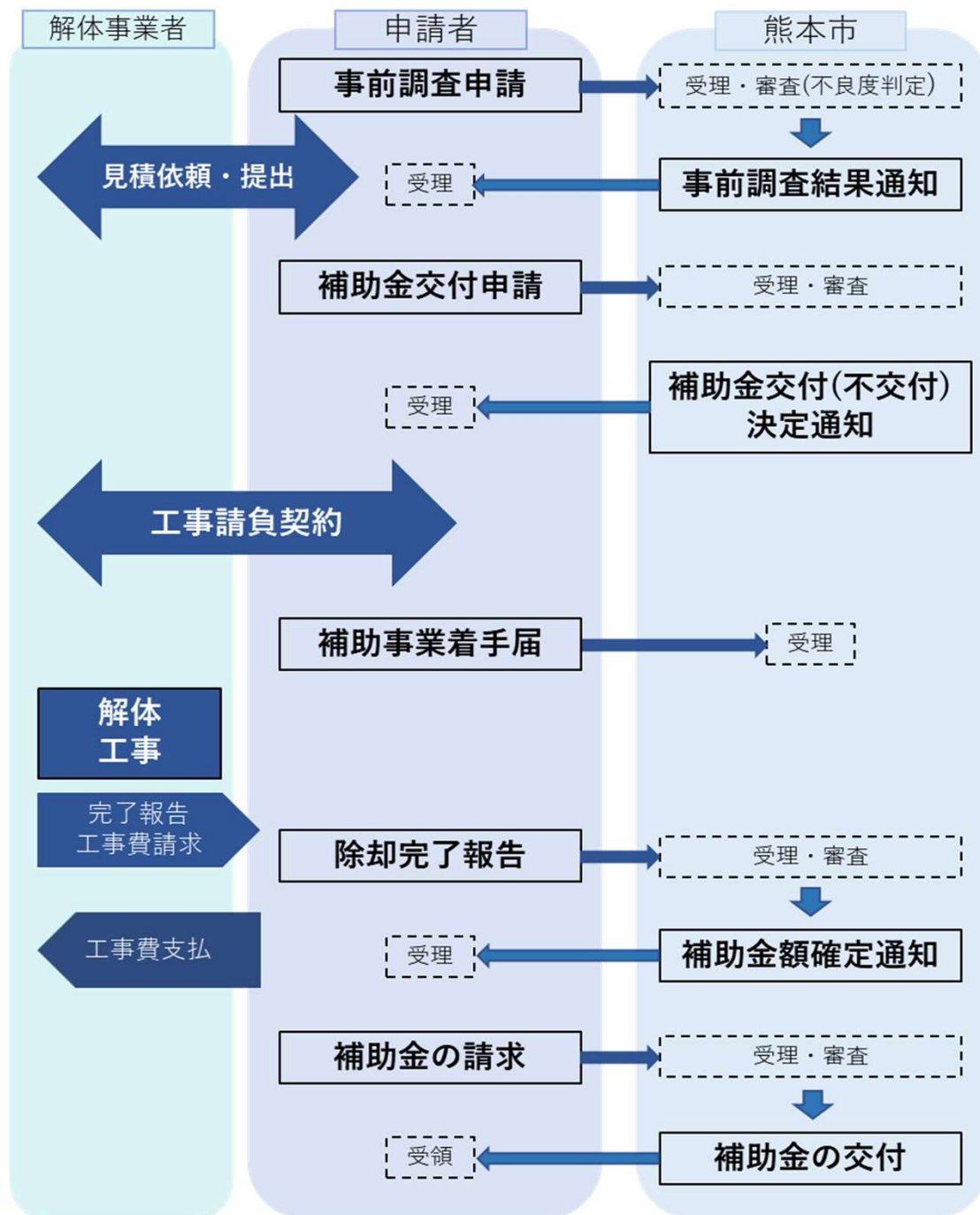
※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

補助金交付申請受付期間 令和9年（2027年）1月29日（金）まで

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前**9**時から午後**5**時まで

受付場所：熊本市役所9階 空き家対策課

6. 補助事業の流れ



7. ご注意下さい

- 空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。
- 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請、報告及び請求は締切期限がありますので厳守して下さい。期限を過ぎた場合は、補助金が交付されないことがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へお尋ねください。

(お問い合わせ先)

熊本市 空家対策課

電話：096-328-2514

対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）



市ホームページ
「老朽危険空家等
除却補助」

熊本市HP > 分類から探す > 住宅・暮らし > 住まい・上下水道 > 空き家 > 空き家に関する各種制度